

令和8年度 介護保険サービス事業所等 運営指導の実施について



宮城県石巻市



0. 本資料について

本資料は、「令和8年度の運営指導の実施方針」について、介護保険サービス事業所等へお示しするとともに、「運営指導」の位置づけや内容等を再確認していただくきっかけづくりのために作成したものです。

本資料の閲覧は、令和8年度第1回集団指導として取り扱います。

本資料の内容については、基本的に、「介護保険施設等運営指導マニュアル（厚生労働省）」に掲載された要素を組み合わせで作成したものであり、市として、最低限周知が必要であると考えた部分をまとめ上げたものです。

本マニュアルは、あくまでも行政機関向けに作成されたものではありませんが、「行政機関」が「介護保険施設等」に対して、適切な指導を行うために作成されたものであり、運営指導を受けるに当たっても参考になるものとも思われますので、興味のある方は、是非ご参照ください。

<介護保険施設等運営指導マニュアル>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/shidou/index.html

1. 運営指導の位置づけ

○指導監督の全体像

社会全体で老後の安心を支えるため、平成9年に成立した介護保険法（平成9年法律第123号）（以下「法」という。）に基づき平成12年に創設された介護保険制度は、制度開始から20年以上経過し、今や高齢者の介護になくてはならないものとなっています。

また、今後も、総人口に占める高齢者の割合は増加していき、認知症高齢者や単身世帯の増加等、更なる介護需要の増大が見込まれます。

法第1条にはその目的として介護等が必要な人の「尊厳の保持」及び「自立した日常生活の支援」が謳われており、介護保険制度に基づく実際のサービスの担い手である介護保険施設等は、利用者（施設入所者等を含む。以下同じ。）に対し、これらの目的を果たすよう適切にサービスを行わなくてはなりませんが、国や自治体等の行政機関は、これらの責任を担う介護保険施設等が適正にサービスを行うことができるよう支援する必要があります。

介護保険制度における指導監督は、介護保険制度の健全かつ適正な運営及び法令に基づく適正な事業実施の確保のため、法第23条又は法第24条に規定する権限を行使し介護保険施設等指導指針に基づき行う介護保険施設等に対する「指導」、不正等の疑いが認められる場合に行う法第76条等の権限を行使し介護保険施設等監査指針に基づき行う介護保険施設等に対する「監査」により行われます。

○サービスの質の確保と保険給付の適正化

介護保険制度において、サービスの直接的な担い手である介護保険施設等には、利用者の尊厳を守り、かつ質の高いサービス提供が求められています。国及び地方自治体は、指導により、介護保険施設等が適正なサービスを行うことができるよう支援し、「介護給付等対象サービスの取扱い」及び「介護報酬の請求」に関する「周知の徹底」を図り、「サービスの質の確保」や「保険給付の適正化」が果たされるよう努めなければなりません。

なお、介護保険施設等には法令等遵守のための業務管理体制を構築する義務があり、自ら法令等（運営基準や報酬基準を含む）を遵守する責任があります。

1. 運営指導の位置づけ

○指導（行政指導）とは

指導（行政指導）とは、行政機関が相手方に一定の作為又は不作為を行わせようとする行為です。

行政指導は、法律上の拘束力を有する手段によって求める内容を実現しようとする処分行為ではなく、あくまで相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることから、強制力はありません。

介護保険施設等の側に運営基準違反や介護報酬の不正請求等が認められる場合又はそのおそれがある場合は、監査を行い違反等の事実関係を明確にした上で、運営基準違反や介護報酬の不正請求等が認められる場合は、公正かつ適切な措置として、勧告又は指定取消等の行政処分を行うことになります。

○運営指導

運営指導は、指定を受けた介護保険施設等としての一定の信頼性に基づき、介護保険施設等の任意の協力の下で行われるもの。

そのため、通常、運営指導の実施に当たっては、あらかじめ実施する旨の通知を行います。

実態としては、法律に規定する権限を行使し、サービスの実施状況等を確認することになりますが、あくまでも相手方の任意の協力を前提としています。

※ 緊急時等、必要に応じ速やかな状況確認が必要な場合は、事前に通知を行うことなく、運営指導開始時に文書により通知する



○監査

人員・運営基準違反や介護報酬請求における不正行為、高齢者虐待等の人格尊重義務違反等を想定し、行政機関の手による検査等を行い、事実関係を確認するもの。

法第23条又は法第24条には立入検査の権限はないため、自主的な改善を促す勧告（行政指導）や、指定取消等の行政処分（不利益処分）を行う場合は、不正等の事実にかかる証拠の保全の観点から、法第76条等に規定する立入検査の権限を行使し、当該事実関係の確認を行い、その事実の内容を確定させることが必要となっています。

2. 運営指導の内容

1. 最低基準等運営体制指導

サービス種別毎の基準等に規定する運営体制を確認するために行う指導で、確認項目及び確認文書のうち、個別サービスの質を確保するための体制に関する事項について確認し、必要な指導を行うもの。

2. 報酬請求指導

報酬基準に基づき介護保険給付の適正な事務処理を支援し、要件に適合した加算に基づくサービスの実施を支援することにより、不正請求の防止と制度管理の適正化を図ることを目的として、それによりサービスの質の確保やより良いケアの実現を目指すもの。

- 基準等に定められている各種加算等の算定要件にかかる文書等によりその適合性について確認
- その算定要件が満たされていても、取扱いが不十分な場合は、正しい理解に基づく取扱いをするよう改善指導を行う

報酬請求指導は、基本的には加算報酬に関することを中心に見ていきますが、報酬基準に規定する基本報酬部分についても併せて確認することになります。

例えば、提供したサービスとは異なる基本単位数で請求している場合や、基本単位数に減算規定があるにもかかわらず、減算せずに請求している場合等についても、確認を行います。

基本報酬や加算報酬の算定において、誤った理解により当該要件を一つでも満たしていなかった場合は、自己点検の上、過誤調整を行うよう指導します。

一方、運営基準に規定する人員や運営に関する規定に違反があったことのみをもって基本報酬の返還や過誤調整を求めることができません（例えば、運営基準に規定するサービス提供記録がないという事実だけでは基本報酬の返還を求める根拠にはなりません）。

ただし、これらの返還を求める行政機関の行為はあくまでも相手の任意性を確保した行政指導であり、行政処分（不利益処分）として報酬の返還を強制的に求める行為とは異なるものです。

参考1. 改善指導と監査

○改善指導について

介護サービスの実施状況指導及び最低基準等運営体制指導の結果、法令の解釈誤り等により、人員や施設及び設備又は運営について改善を要すると認められる事項がある場合は、文書により根拠を示して改善指導を行います。

ただし、これはあくまでも行政指導となるため、決して強制されるものではありません。

例えば、集団指導で周知していたにもかかわらず、特定の事務誤りが数多くみられる場合や、そもそも不正請求が行われていた場合等、介護保険施設等自身の力では改善が期待できない場合には、監査を行い、事実関係を確認した上で、行政指導ではあるものの従わない場合は命令を行うことになる勧告又は指定取消等の行政処分を検討することになります。

○監査への変更の契機

- ① 人員、施設設備、運営基準に従っていない状況が著しいと認められる場合又はその疑いがある場合
- ② 介護報酬請求について不正又は不正の疑いがある場合
- ③ 不正の手段による指定等又はその疑いがある場合
- ④ 高齢者虐待等がある又はその疑いがある場合

○これまで運営指導を行った事業所に対する改善指導等については、決して強制されるものではないものの、ほとんどの事業所において、市と事業者側の共通認識により、改善に向けた適切な取組がなされてきたものと理解しておりますが、令和7年度に実施した一部の事業所において、その共通認識が得られない事象が生じているため、本資料を参考資料として提示しているものです。

○したがって、ほとんどの事業所においては、行政処分に至るケースはなく、このような内容の資料を提示しなければならないことは極めて遺憾であります。各事業所において、改善指導の位置づけと、監査への移行の流れについて、心に留めていただけると幸いです（次頁以降の「参考2」、「参考3」も同様）。

参考2. 不当請求と不正請求

○不当請求と不正請求について

例えば、ある加算報酬について一部の算定要件を満たしていないにも関わらず報酬を請求した場合など、「制度の理解不足等による単なる誤り」と認められるものについては、「不当請求」と言えます。

報酬請求指導において、不正ではなく単なる請求上の誤りと判断した場合は、他にも同様の誤りがないかの確認も含め、自己点検の上、過誤調整を行うよう指導することになります。

過誤調整は、事業者側の申し立てによる過去の報酬請求を訂正する行為であり、あくまでも事業者側の誤りであることについて、事業者側の認識があることが前提です。もちろん行政処分ではありません。

一方、「不正請求」とは、法令や基準に違反し、かつそれを偽って報酬を請求することです。具体的には、架空請求等の請求行為をいいます。例えば、実際にはサービスを行っていないにもかかわらず、サービスを行ったように装い、報酬請求を行った場合や、一定の人員基準を満たすことが要件となっている加算について、人員が不足しているにもかかわらず、人員は満たされていることを装い加算要件を満たすものと偽って請求をした場合、また、サービスの所要時間によって単位数が定められている場合に実際にサービスを行った時間に対応する単位数を超えた単位数により請求した場合等がこれに当たります。

したがって、単なる誤りか、偽りその他の不正な行為か、の判断が必要ですが、偽りその他の不正な行為かの判断については、監査を行って事実関係を確認する必要があります。

不正請求やその疑いがあると認められた場合には、過誤調整ではなく、強制徴収公債権である徴収金として徴収することになります。

なお、介護保険法上、報酬の請求に関することで、指定取消等の行政処分ができるのは、報酬の請求に不正があったときのみで、不当な請求については含まれておりません。

参考3. 行政処分

○ 行政処分の種類

行政処分名	根拠法令		
	指定地域密着型 サービス事業者	指定居宅介護支援 事業者	指定介護予防支援 事業者
・ 指定取り消し	介護保険法第78条の10 第1項各号	介護保険法第84条 第1項各号	介護保険法第115条の29 第1項各号
・ 指定の全部効力停止			
・ 指定の一部効力停止			
・ 改善命令	法第78条の9第3項	法第83条の2、第3項	法第115条の28、第3項

○ 行政処分の事由

項目	内容
人員基準違反	各事業の指定基準等に規定された人員基準に違反した状況
運営基準違反	各事業の指定基準等に規定された運営基準に違反した状況
人格尊重・忠実義務違反	利用者の生命、身体、精神、財産等に危害を及ぼす行為で、主に高齢者虐待など
不正請求	架空請求、水増請求、加算要件不備・減算についての不正請求等
虚偽報告等	監査の際に、行政の担当者から質問を受けた際に、虚偽の説明をすること
検査忌避等	監査に当たっての立入りや資料の提出などを理由なく拒絶すること
虚偽申請	指定や指定の更新を受けるに当たって、実際には各基準を満たしていないにもかかわらず、満たしていると偽って申請すること
法令違反	介護保険法をはじめとする国民の保険医療若しくは福祉に関する法令に反すること

※行政処分事由として最も多いものは不正請求

3. 運営指導実施予定(計画)

●事業種別実施計画

種別	R8運営指導 実施事業所数	実施時期	備考
介護予防支援（地域包括支援センター）	4	9.29～10.8	8月中旬までに実施通知
介護予防支援・居宅介護支援	3	10.15～10.22	9月上旬までに実施通知
居宅介護支援	4	10.27～11.10	9月中旬までに実施通知（注1）
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	—	—
（介護予防）認知症対応型通所介護（共用型）	1	11.12	9月下旬までに実施通知（注2）
（介護予防）小規模多機能型居宅介護	4	11.17～11.26	10月上旬までに実施通知
（介護予防）認知症対応型共同生活介護	8	12.1～1.19	10月中旬までに実施通知
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	2	1.21～1.26	12月上旬までに実施通知
看護小規模多機能型居宅介護	1	1.28	12月中旬までに実施通知
地域密着型通所介護	7	2.2～2.25	12月下旬までに実施通知
計	34		

注1：指導開始時通知（当日持参）による運営指導、監査を行う事業所は実施事業所数に含まない。
注2：認知症対応型通所介護の利用者がいない又は休止中の事業所は、認知症対応型共同生活介護の運営指導を行う場合においても事業所数にカウントしていない。

<運営指導期間>
令和8年9月29日（火）～令和9年2月25日（木）

<運営指導の流れ>

- ・実施通知送付：約1か月前まで（石巻市 → 事業所）
- ・事前提出書類の提出：約7日前まで（事業所 → 石巻市）
- ・結果通知の送付：当日から約2週間後まで（石巻市 → 事業所）
- ・改善報告書の提出：結果通知から約1か月以内（事業所 → 石巻市）

令和9年度には、3年に1回の介護報酬改定を控えているので、昨年度同様、運営指導実施後の令和9年3月に集団指導を実施します。
（具体的な実施日や実施方法については、別途通知します）

参考4. 令和7年度第2回集団指導(R8.3.23～)実施結果

●事業種別出席状況

種別	事業所数	出席数	割合(%)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	1	100
(介護予防)認知症対応型通所介護(共用型)	3	1	33
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	9	7	78
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	27	20	74
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	4	4	100
看護小規模多機能型居宅介護	2	1	50
地域密着型通所介護	26	13	50
小計(A)	70	49	70

※認知症対応型通所介護については、現在受入のない事業所・休止中の事業所は、事業所数にカウントしていない

種別	事業所数	出席数	割合(%)
介護予防支援(地域包括支援センター)	12	10	83
介護予防支援(・居宅介護支援事業所)	10	9	90
居宅介護支援	28	22	79
小計(B)	50	41	82
合計(A+B)	120	90	75

地域密着型通所介護事業所は、令和7年度に実施した個別の運営指導において、改善指示事項が多かったにもかかわらず、集団指導の出席状況が芳しくないことから、改めて、個別に周知し、資料の閲覧を促していくこととします。
(地域密着型通所介護事業所以外の未出席事業所も同)

4. 結び

2 ページ目に示したとおり、「介護保険施設等は、利用者に対し、適切にサービスを行わなくてはなりません、行政機関である石巻市は、これらの責任を担う介護保険施設等が適正にサービスを行うことができるよう支援する必要がある」という立場で、今後も、集団指導や運営指導を実施していきます。

つきましては、できるだけ意義のある形、方法、内容での実施に努めてまいりますので、本資料に対する質疑の他、別途回答した「令和7年度第2回集団指導時の質疑回答」への再度の質疑や意見等について、皆様方の回答をお待ちしております。

また、令和7年度第2回の集団指導同様、本資料を閲覧（集団指導に参加）された方につきましては、以下のURLより出席報告いただきますよう、よろしくお願いいたします。

URL : <https://logoform.jp/f/3E66Z>

